

ISHIDA まちづくり ニュース

第48号(平成20年6月) (株)石田技術コンサルティング

歴史をいかしたまちづくり

～地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律～

平成20年5月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が成立し、11月の施行を予定しています。

この法律(歴史まちづくり法)は、地域の活力の源でもある歴史的風致を著しく損なう事例が多数発生しているという認識のもとで、文化庁と国土交通省・農林水産省が連携して幅広い対象が活用できる歴史資源を活用したまちづくりを総合的に展開するものです。

11月の施行開始に向けて、国の基本方針が策定され、それに基づく市町村による歴史的風致向上計画の策定および大臣認定のための取組みが必要であり、今年度の準備期間を経て来年度には多くの市町村が歴史まちづくり法を活用すると予想されます。

地域における歴史的風致の維持および向上に関する法律 の概要

1. 主旨

地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、主務大臣による基本方針の策定、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定制度の創設、当該認定に係る計画に基づく開発行為等について、の関係法律の特例措置、都市計画における歴史的風致維持向上地区計画の制度の創設等の措置を講ずる。

2. 概要

(1) 主務大臣による基本方針の策定

「歴史的風致維持向上基本方針」に定める事項は以下の通り。

- ① 地域における歴史的風致の維持及び向上の意義に関する事項
- ② 重点区域の設定に関する基本的事項
- ③ 地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項
- ④ 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する基本的事項
- ⑤ 良好な景観の形成に関する施策との連携に関する基本的事項
- ⑥ 歴史的風致維持向上計画の認定に関する基本的事項
- ⑦ その他地域における歴史的風致の維持及び向上に関する重要事項

(2) 市町村による歴史的風致維持向上計画の作成及び主務大臣による認定

「歴史的風致維持向上計画」の記載事項は以下の通り。

- ① 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針
- ② 重点区域の位置及び区域

- ③ 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの
 - イ 文化財の保存又は活用に関する事項
 - ロ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項
 - ※歴史的風致維持向上施設；国の基本計画で定める。
- ④ 歴史的風致形成建築物の指定の方針
- ⑤ 歴史的風致形成建築物の管理の指針となるべき事項
- ⑥ 計画期間
- ⑦ その他主務省令で定める事項

(3) 歴史的風致維持向上計画に基づく施策展開

- ① 屋外広告物規制、都市公園や緑地の管理等について、市町村に権限委譲
- ② 重要文化財等と一体で歴史的誘致を形成する建造物の復元・再生
 - ・市町村が指定し、届出勧告制などにより保全
 - ・管理・修理について文化庁が技術的指導
 - ・農用区域内の開発許可基準に歴史的な農業用水路・水門等を保全するための特例追加（市街化調整区域において歴史的誘致を形成している遺跡に係る歴史上価値の高い建築物の復元を目的とする開発行為等については、立地に係る開発許可の基準に適合するものとみなすこととする。）
- ③ 歴史的風致を活かしたまちなみの再生
 - ・住宅地の規制のままで歴史的な建造物を飲食店や工房等に利用できる地区計画制度を創設（地域の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品等の物品の販売を主たる目的とする店舗等の建築物等のうち歴史的風致の維持及び向上のため整備をすべき用途の建築物等の整備に関し、都市計画における用途制限等の緩和を認める新たな地区計画制度（歴史的風致維持向上地区計画）の創設）
 - ・電線共同溝を整備できる道路の範囲を拡大し、無電柱化を促進

歴史まちづくり法にみるまちづくりの展開方向

地域主体の歴史的風致の維持及び向上を図るための計画策定と施策展開に大きな特徴があり、歴史的資産を積極的に活用したまちづくりの展開が期待されます。

特に、まちづくりの現場では以下の２点の積極的活用が想定されます。

■歴史的風致維持向上施設の整備及び管理

歴史的風致維持向上施設は具体化していませんが、歴史的建造物や歴史的景観・街並み等を活かすために必要となる道路・公園等の修景・整備や電線共同溝、その他観光・歩行者サービス施設の適正配置などが考えられます。

それらの施設を歴史的資源と一体的に整備するための方策が「まちづくり交付金」等を利用して充実・創設されると考えられる中で、地域の歴史的魅力を地域の活力へと繋げていくまちづくり計画が求められるといえます。

■歴史的風致維持向上地区計画

地域環境の維持・向上と歴史的資産を活用した地域振興の調和を図るために、歴史的風致維持向上地区計画の効果的活用を図ることが望まれ、地域に即した有効活用策の検討・整理が必要です。

お問い合わせ・ご意見は、

㈱石田技術コンサルタンツ まちづくり担当
 TEL ; 0568-73-1085
 FAX ; 0568-73-1091
 e-mail ; hasegawa_n@itcnet.co.jp

までお願いします。

当社は、
 「頼れる！まちづくりのパートナー」としての
 「コミュニティ・コンサルタント」
 を目指しています。

